

別記様式第1号(第四関係)

かほく市気屋地区活性化計画

石川県かほく市

令和5年2月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	かほく市気屋地区活性化計画		
都道府県名	石川県	市町村名	かほく市
		地区名(※1)	気屋
		計画期間(※2)	令和5年度～令和8年度

目 標 : (※3)

かほく市全体の人口は、令和2年の国勢調査によると、市の総人口は34,889人、世帯数は12,528世帯、1世帯当たりの人口は2.78人となっています。近年の推移を見ると、人口はほぼ横ばい、世帯数は増加傾向を示しています。このことから、1世帯当たりの人口は減少しており、核家族化の進行がうかがえます。また、老年人口比率や年少人口比率の推移を見ても、少子高齢化が進行しています。そのため、本市では気屋地区を皮切りにして山間部の地区について事業を実施することを計画している。特に、市内の西側の山手の気屋地区は、農業者の高齢化や水稲等の農作物の急激な価格下落、燃料価格や肥料等の高騰により担い手農家の所得確保が困難な状況になっております。そのため、①地域農産物(米やいちじく)の直売施設、および②農業体験交流施設の設置を計画し、交流人口の増大を図って参ります。「イチジク」や「米」を中心とした交流施設(建物内に加工室(ドライイチジク等)・農産物直売兼区域外住民との交流場所、農産物貯蔵庫、精米機の設置、トイレ、手洗い、テーブル、いす)を整備し、『ハウスイチジク』もぎ取り直売農園を計画しております。また、水稲においては、多様な品種を食べてみたいという消費者ニーズに合わせ、新たな品種も導入し始めており、イチジクと米を中心とした地域活性化策を検討してきたところであります。中山間地域の米の需要は高く、また複数の米の品種を消費者の好みに応じて精米・販売することにより、米の消費拡大や需要の喚起が期待できる。本計画における気屋地区の滞在者数及び宿泊者数の指標は、令和6年度～令和8年度の滞在者数及び宿泊者数の平均で1,061人/年増加を目標とする。

目標設定の考え方

地区の概要 :

かほく市は、石川県のほぼ中央に位置し、県都金沢市の約20～25キロメートル圏内にあります。西に風光明媚な日本海を望み、北は宝達志水町、東は津幡町に、南は内灘町に接しています。地勢については、東から西に向かい、山地、丘陵地、段丘地、沖積低地、海岸砂丘地で形成されており、北部では大海川が日本海に、南部では宇ノ気川が河北潟に注いでいます。また、これらの地形と一体となった緑豊かな自然環境を有しています。産業構造では、第一次の就業率が年々低下し2.2%と石川県全体(2.2%)と同等の就業率であり、就業人口は第三次産業へと移行しつつあります。第一次産業では、就業者の高齢化、後継者不足といった問題を抱えています。

気屋地区は、地理的に本市の山側に位置し、過疎化、高齢化が進行している状況であります。周辺は、都市近郊型農業であり、地域の特性を活かして水稲を主体として、果樹、野菜、花き等様々な農産物が生産され田、畑、山林に囲まれた農業が主体の地域です。

現状と課題

市全体としては、耕地面積はA=835.1haで、内水田が700.2ha(83.8%)で、県全体の水田率88%に比べて低く、畑、樹園地の割合が高く、新規就農者が年々増加しているが、この10年間で総農家数は80戸、基幹的農業従事者は111人減少し、さらに65歳以上の割合が4割を超えるなど、農家の高齢化による農地の荒廃や農業生産の衰退が危惧されております。

気屋地区は、本市の東側に位置し都市計画区域外の地区である。地区内の直近10年間の人口は、世帯数は10年前より6世帯増加しているものの、人口は22人減少(13%減少)しております。地理的に本市の山側に位置し、過疎化、高齢化が進行している状況であります。周辺は、田、畑、山林に囲まれた農業が主体の地域です。特に観光施設はなく滞在者及び宿泊者の開拓のため、農産物の生産や加工等を通じた新たな地域の観光資源を開拓する必要があります。

今後の展開方向等(※4)

市全体としては、すいか、だいこん、さつまいも、長いも、ぶどう等の園芸産物が形成されているが、気屋地区の里山では、多面的機能を保全すべき重要な場所であり、高齢化や人口減少が進むことで保全が困難な状況になっている。このため、人が住み続けたいと思うような生業の創出や付加価値の高い農産物づくりを目指し、滞在者及び宿泊者を開拓し地域間交流を通じて里山が元気になる取り組みとして、「イチジク」や「米」を中心とした交流施設(建物内に加工室(ドライイチジク等)・農産物直売兼区域外住民との交流場所、玄米貯蔵庫、精米機の設置、トイレ、手洗い、テーブル、いす)を整備し、『ハウスイチジク』もぎ取り直売農園を計画しております。また、水稲においては、多様な品種を食べてみたいという消費者ニーズに合わせ、新たな品種も導入し始めており、イチジクと米を中心とした地域活性化策を検討してきたところであります。イチジクは完熟させると店持ちが悪いため市場流通には適さないことや、収穫期間が長く子供でも容易に収穫できることから、直売や収穫体験でなければ流通させられない。また、中山間地域の米の需要は高く、また複数の米の品種を消費者の好みに応じて精米・販売することにより、米の消費拡大や需要の喚起が期待できる。

【記入要領】

- ※1 「地区名」欄には活性化計画の対象となる地区が複数ある場合には、すべて記入する。
- ※2 「計画期間」欄には、法第5条第2項第4号の規定により、定住等及び地域間交流を促進するために必要な取組の期間として、3年から5年程度の期間を限度として記載する。なお、農用地保全事業により農用地等の省力的かつ簡易な管理又は粗放的な利用を行う等の場合にあっては、地域の実情に応じた期間を記載する。
- ※3 「目標」欄には、法第5条第3項第1号の規定により、設定した活性化計画の区域において、実現されるべき目標を、原則として定量的な指標を用いて具体的に記載する。
- ※4 「今後の展開方向等」欄には、「現状と課題」欄に記載した内容を、どのような取組で解消していくこととしているのかを、明確に記載する。

また、区域外で実施する必要がある事業がある場合には定住等及び地域間交流の促進にどのように寄与するかも明記する。

2 定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第2号に規定する事業(※1)

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)(※2)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別(※3)	備考
かほく市	気屋地区	地域連携販売力強化施設	(農)高峰ファーム	有	ハ	
かほく市	気屋地区	農林漁業・農山漁村体験施設	(農)高峰ファーム	有	ハ	

(2) 法第5条第2項第3号に規定する事業・事務(※4)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)(※5)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項(※6)

--

【記入要領】

※1 「法第5条第2項第2号に規定する事業」欄には、定住等及び地域間交流を促進するために必要な事業について記載する。なお、活性化計画の区域外で

※2 「事業名(事業メニュー名)」欄に記載する事業のうち、交付金を希望する事業にあつては、交付金交付に係る実施要領に記載されている交付対象事業の「事業名」とあわせ、()書きで、「事業メニュー名」を記載すること。

※3 「法第5条第2項第2号イ・ロ・ハ・ニ・ホの別」の欄には、交付金希望の有無にかかわらず、該当するイ・ロ・ハ・ニ・ホのいずれかを記載する。

※4 「法第5条第2項第3号に規定する事業・事務」欄には、上段の(1)の表に記載した事業と一体となって、その効果を増大させるために必要な事業等を記載する。

※5 「関連事業」欄には、施行規則第2条第3号の規定により、上段(1)及び(2)の事業に関連して実施する事業を記載する。

※6 「他の地方公共団体との連携に関する事項」欄には、法第5条第3項第2号の規定により、他の地方公共団体との連携に関する具体的な内容について記載する。

3 活性化計画の区域（※1）

気屋地区(石川県かほく市)	区域面積（※2）	135ha
区域設定の考え方（※3）		
<p>①法第3条第1号関係： 気屋地区の面積は、135ha(土地台帳)で、農林地面積は108haで区域面積の約80%を占めている。地理的に本市の山側に位置し、過疎化、高齢化が進行している状況であり周辺は、田、畑、山林に囲まれた農業が主体の地域です。また、農林漁業従事者数は60人で気屋地区の全人口の144人の約42%を占めています。</p>		
<p>②法第3条第2号関係： 気屋地区は、本市の東側に位置し都市計画区域外の地区である。地区内の直近10年間の人口は、世帯数は10年前より6世帯増加しているものの、人口は24人減少(約14%減少)しております。地理的に本市の山側に位置し、田、畑、山林に囲まれた農業が主体の地域で、特に工場や商店等もない地域であり、年々人口が減少している地区であります。特に観光施設はなく滞在者及び宿泊者の開拓のため、農産物の生産や加工等を通じた新たな地域の観光資源を開拓する必要があります。まずは、地域特産品であるイチジクを材料とした加工製品の販売を通じて、他地域からの人の流入を促進することにより、当該地区における収益が向上し、ひいては後継者の確保にも寄与するものと考えられる。</p>		
<p>③法第3条第3号関係： 気屋地区は、都市計画区域外であり市街地を形成している区域を含んでいない。</p>		

【記入要領】

- ※1 区域が複数ある場合には、区域毎にそれぞれ別業にして作成することも可能。
- ※2 「区域面積」欄には、施行規則第2条第2号の規定により、活性化計画の区域の面積を記載する。
- ※3 「区域設定の考え方」欄は、法第3条各号に規定する要件について、どのように判断したかを記載する。

9 多面的機能発揮促進事業に関する事項

組織名: 気屋農地環境保全部会 (※1)

1 多面的機能発揮促進事業の目標

(1) 現況

本地域は、水資源に恵まれ、良質な米を生産している。今後とも農業振興を図るためには、農業用排水路を適切に保安全管理することが必要である。

(2) 目標

本地域では、地域住民と協力して農業用排水路の清掃等を行うことにより、多面的機能の発揮の促進を図ることとしている。

2 多面的機能発揮促進事業の内容

(注) 実施する多面的機能発揮促進事業のうち、農用地保全事業に該当する内容のみを記載すればよい。

(1) 多面的機能発揮促進事業の種類及び実施区域 (省令第2条第5号口に関する事項)

① 種類 (実施するものに○を付すること)

1号事業	
<input type="radio"/>	農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律 (平成20年法律第78号。以下「多面法」という。) 第3条第3項第1号イに掲げる施設の維持 その他の主として当該施設の機能の保持を図る活動 (農地維持支払交付金)
<input type="radio"/>	多面法第3条第3項第1号ロに掲げる施設の改良その他の主として当該施設の機能の増進を図る活動 (資源向上支払交付金)
<input type="radio"/>	2号事業 (中山間等地域等直接支払交付金)
<input type="radio"/>	3号事業 (環境保全型農業直接支払交付金)

② 実施区域

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する活動計画書 (以下「活動計画書」という。)
「実施区域位置図」のとおり。

(2) 活動内容等

① 省令第2条第5号ハの事業（多面法第3条第3項1号の事業）

1) 事業に係る施設の所在及び施設の種類、活動の別

「農地維持支払」「資源向上支払(共同)」「資源向上支払(長寿命化)」の活動期間は、令和元年度から令和5年度までの5年間で、農用地は田2,997a、畑4aの計3,001aです。

2) 活動の内容

イ 多面法第3条第3項第1号イの活動（※2）

農用地や水路、農道等の点検や維持管理・保全活動

ロ 多面法第3条第3項第1号ロの活動（※3）

農地、水路、農道の機能診断

② 省令第2条第5号ニの事業（多面法第3条第3項2号の事業）

1) 農業生産活動の内容（※4）

協定農用地面積は、急傾斜(田)25,908㎡、緩傾斜(田)28,016㎡の計53,924㎡です。

2) 農業生産活動の継続的な実施を推進するための活動（※5）

水稲を中心とした兼業農家が大半を占めており、50～60代の割合が多く、今後の耕作状況を懸念する農家が多い。そこで耕作放棄地の発生を防ぎ、現在の農業経営を維持するために集落が一体となって農地を耕作・管理を行っていく体制整備を行う。対象農地には、サワガニ、メダカ、ホタル等の生息地になっており、今後とも希少な動植物・魚類の保護・育成を行う。

③ 省令第2条第5号ホの事業（多面法第3条第3項3号の事業）

1) 自然環境の保全に資する農業の生産方式の内容（※6）

2) 1) の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動内容（※7）

3 省令第2条第5号ホに関する事項（多面的機能発揮促進事業の実施期間）（※8）

【記入要領】

- ※1 組織毎に作成すること。
- ※2 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(1) 農地維持支払」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※3 多面的機能支払交付金実施要綱別紙1の第5の2の活動計画書のⅡの「3. 活動の計画」の「(2) 資源向上支払(共同)」及び「(3) 資源向上支払(長寿命化)」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※4 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第3 協定対象となる農用地」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。ただし、交付金額に係る記載は不要。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式6の経営規模及び農業所得調書の「1 経営規模」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※5 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式1の集落協定「第4 集落マスタープラン」、「第5 農業生産活動等として取り組むべき事項」、「第8 農業生産活動等の体制整備として取り組むべき事項」及び「第9 加算措置適用のために取り組むべき事項」に記載する内容を簡潔に記載すること(集落協定に基づく活動を行う場合)。
中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用参考様式第4号別紙様式7の「協定農用地の概要」に記載する内容を簡潔に記載すること(個別協定に基づく活動を行う場合)。
- ※6 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「1 自然環境の保全に資する農業の生産方式」に記載する内容を簡潔に記載すること。
- ※7 環境保全型農業直接支払交付金交付等要領の共通様式第3号の別紙の第2の1の(2)の活動計画書Ⅳの「3 自然環境の保全に資する農業の生産方式を導入した農業生産活動の実施を推進するための活動の内容」に記載する内容を簡潔に記載すること。

(添付資料)

- (1) 多面法第3条第3項第1号に規定する事業を行う場合は、「多面的機能支払交付金実施要綱」(平成26年4月1日25農振第2254号農林水産事務次官依命通知)別紙1の第5の1の事業計画書及び2の活動計画書
- (2) 多面法第3条第3項第2号に規定する事業を行う場合は、「中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用」(平成12年4月1日付け12構改B第74号農林水産省構造改善局長通知)参考様式第4号の1事業計画書及び2活動計画書(別紙様式1)、別紙様式2~7のうち事業の申請に必要なもの
- (3) 多面法第3条第3項第3号に規定する事業を行う場合は、「環境保全型農業直接支払交付金交付要領」(平成23年4月1日22生産第10954号農林水産省生産局長通知)の共通様式第2号の事業計画書、共通様式第3号の活動計画書

別紙

地区の概要

(注) 以下、(多面的機能支払、中山間地域等直接支払、環境保全型農業直接支払)をそれぞれ(多面支払、中山間直払、環境直払)と一部で表示

1. 活動期間

	活動開始年度 (計画認定年度)	活動終了年度
○ 農地維持支払	令和元年度	令和5年度
○ 資源向上支払(共同)	令和元年度	令和5年度
○ 資源向上支払(長寿命化)	令和元年度	令和5年度
○ 中山間地域等直接支払	令和2年度	令和6年度
環境保全型農業直接支払	年度	年度

2. 実施区域内の農用地、施設

協定農用地面積 又は認定農用地 面積(※1)						うち遊休 農地面積
	田	畑	草地	採草放牧地	計	
多面支払	2,997a	4a	a		3,001a	a
中山間直払	539a		a	a	539a	a
	傾斜 1/100	傾斜 1/20		傾斜		
取組 面積 (※2)	環境直払					a

農業施設 (多面支払)	水路	農道	ため池
		km	km
うち、資源向上 支払(長寿命 化)の対象施設	km	km	箇所

3. 実施区域位置図 別添「実施区域位置図」のとおり

【記載要領】

※1 多面支払の認定農用地は、集落が管理する農用地を記載する。

※2 環境保全型農業直接支払に取り組む場合は、環境保全型農業直接支払交付金交付等要領別紙第2の1の(2)活動計画書のIVの4の交付金額の取組面積の合計を記載するものとする。

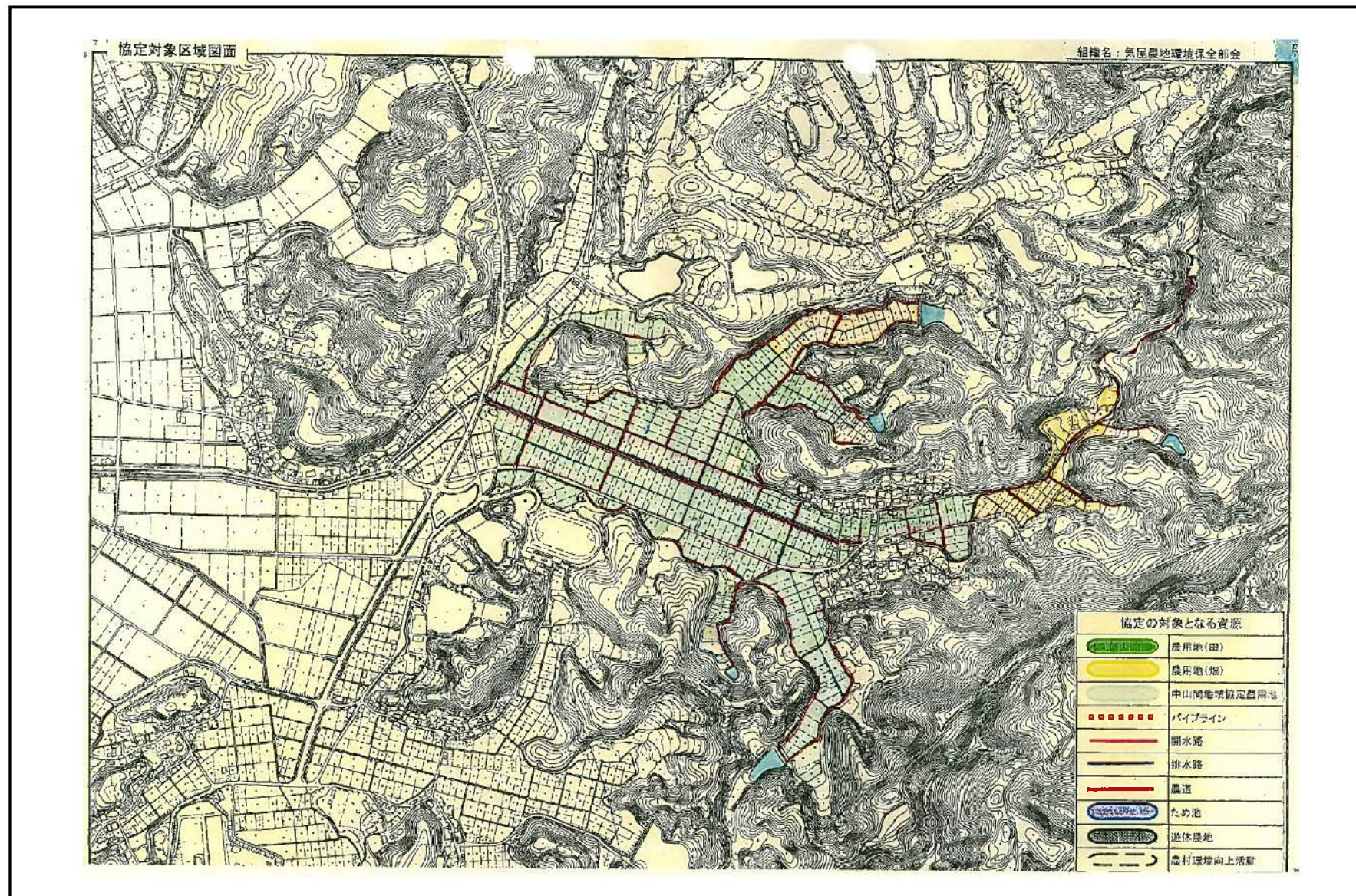
(別添)

実施区域位置図

組織名称:

- 1号事業 (多面支払) □ 2号事業 (中山間直払) □ 3号事業 (環境直払)

気屋農地環境保全部会



(別添)

実施区域位置図

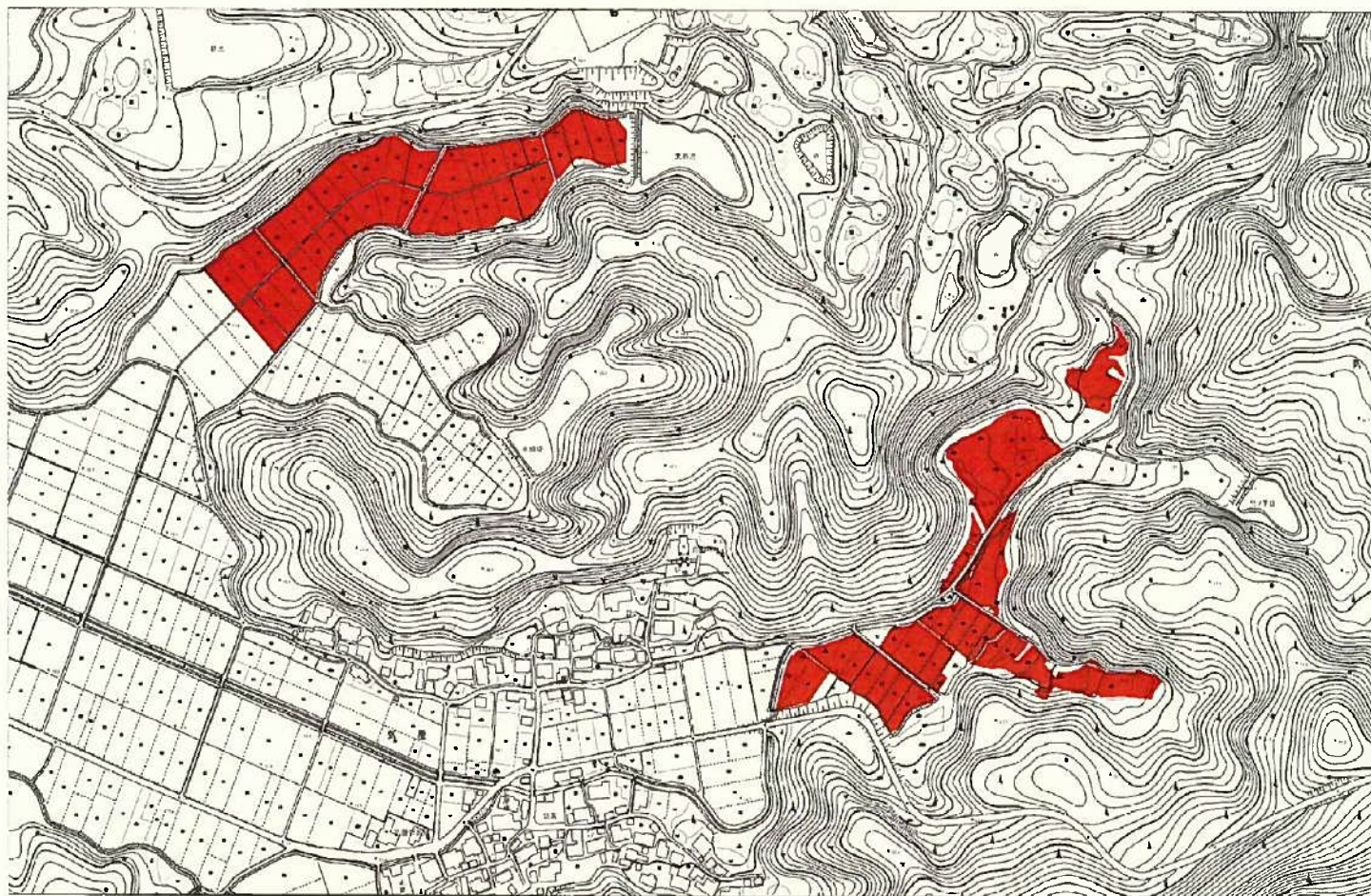
組織名称：

□ 1号事業 (多面支払)

■ 2号事業 (中山間直払)

□ 3号事業 (環境直払)

気屋地区集落協定



11 活性化計画の目標の達成状況の評価等(※1)

生業の創出や付加価値の高い農産物づくりを目指し、交流人口を開拓し地域間交流を通じて里山が元気になる取り組みとして、イチジクや米を中心とした直売施設および交流施設を整備し、滞在者数の増加および地域産物の販売額増加を目指していきます。

評価の方法といたしましては、

- ・滞在者数に関しては、直売所での購買者数や体験イベント等の参加者数を把握し評価をおこなう。
- ・地域産物の販売額については、(農)高峰ファームの損益計算書の農産物売上により評価する。
- ・毎年の各種イベントの参加者にアンケート調査等を行い、満足度を把握し評価をおこなう。
- ・気屋地区の住民にアンケートを行い、事業前後の評価をおこなう。

本計画における滞在者数及び宿泊者数の指標は、令和6年度～令和8年度の滞在者数及び宿泊者数の平均で1,061人／年を目標とする。

【記入要領】

- ※1 施行規則第2条第6号の規定により、設定した活性化計画の目標の達成状況の評価について、その手法を簡潔に記載する。
なお、当該評価については、法目的の達成度合いや改善すべき点等について検証する必要があるため、行われるものである。
その他、必要な事項があれば適宜記載する。

その他留意事項

- ①都道府県又は市町村は、農林水産大臣に活性化計画を提出する場合、活性化計画の区域内の土地の現況を明らかにした図面を下記事項に従って作成し、提出すること。

- ・設定する区域を図示し、その外縁が明確となるよう縁取りすること。(併せて、地番等による表示を記述すること)
- ・市町村が活性化計画作成主体である場合、5,000分の1から25,000分の1程度の白図を基本とし、都道府県が活性化計画作成主体である場合等区域の広さや地域の実情に応じて、適宜調整すること。スケールバー、方位を記入すること。
- ・目標を達成するために必要な事業について、その位置がわかるように旗上げし、事業名等を明記すること。
関連事業についても旗上げし、関連事業であることがわかるように記載すること。

- ②法第7条第2項の交付金の額の限度額を算出するために必要な資料を添付しなければならないが、その詳細は、交付金交付に係る実施要領の定めるところによるものとする。

農山漁村振興交付金実施要綱(平成28年4月1日付け27農振第2326号農林水産省農村振興局長通知)別紙5の定めるところによるものとする。